

半田市介護保険条例（抜粋）

平成12年3月31日条例第21号

第5章 介護保険運営協議会

（設置）

第13条 介護保険の運営が、円滑かつ適切に行われ、市民の意見を十分反映したものとなるよう、その基本方針及び諸課題を調査審議するために、半田市介護保険運営協議会を置く。

第6章 雑則

（規則への委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

半田市介護保険運営協議会規則

平成12年3月31日規則第15号

（趣旨）

第1条 この規則は、半田市介護保険条例（平成12年半田市条例第21号）第14条の規定に基づき、半田市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- 一 介護保険事業計画及び老人保健福祉計画の改定に関する事項
- 二 介護保険に関する条例、規則の制定及び改廃に関する事項
- 三 介護保険特別会計の運営及び保険料の改定に関する事項
- 四 介護サービスの向上及び苦情処理に関する事項
- 五 介護保険地域密着型サービスの運営に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、市の介護保険に関する施策の実施状況の調査その他

重要事項

（組織）

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 市民の代表
- 三 関係機関の代表者
- 四 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が必要に応じて招集し議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(専門部会)

第6条 協議会に、介護保険地域密着型サービスの運営等、専門の事項を調査審議するために、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員及び部会長は、会長が指名する。

3 専門部会は、部会長が必要に応じ招集し議長となる。

(関係者の出席)

第7条 協議会及び専門部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部高齢介護課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日規則第28号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年2月27日規則第4号)抄

この規則は、平成27年4月1日から施行する。